別表第二十

取引の区分	リスク対象資産の額	リスク対象資産の所在地	リスク係数
クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却	プロテクションに係る参照債務の想定元本額	日本	5.6%
		米国	2.9%
		欧州	2.5%
		その他	5.6%

備考

1　第四条第九項に規定する信用スプレッドリスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係るものを除く。

2　プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジットデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産（未収入金として計上された未収プレミアムを含む。）の額を加算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。

3　売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した残額（零未満となる場合には、零とする。）を当該売却したプロテクションの売却に係るリスク対象資産の額とする。

4　リスク対象資産の所在地とは、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。

5　プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は、零とする。

別表第二十一

リスク対象金額	リスク係数
規則第七十一条（規則第百六十条において準用する場合を含む。）に基づいて積み立てないこととした責任準備金の額及び規則第七十三条第三項（規則第百六十条において準用する場合を含む。）において準用する規則第七十一条第一項に基づいて積み立てないこととした支払備金の額の合計額並びにこれに相当する額	1％

備考

1　積み立てないこととした責任準備金及び支払備金のうち家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る部分の額を除く。

2　損害保険契約にあっては、別表第五に掲げる保険の種類ごとに、出再割合が50％を超える場合のその50％を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を２％とする。

3　生命保険契約にあっては、最低保証リスクを有している保険の種類ごとに、出再割合が50％を超える場合のその50％を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を２％とする。

4　外国保険契約のうち、備考２又は備考３により保険の種類の区分を行うことが困難なものにあっては、当該外国保険契約全体に係る出再割合が50％を超える場合のその50％を超える部分に対応したリスク対象金額について、リスク係数を２％とする。

5　リスク対象金額のうち、第一条の規定により連結の範囲に含まれる者に係るものについては、リスク対象金額から控除することができる。

別表第二十二

リスク対象金額	リスク係数
再保険貸（外国再保険貸を含む。）の額	1％

備考

家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る再保険貸の額を除く。

別表第二十三

対象会社の区分	リスク係数
利益剰余金（相互会社にあっては、連結剰余金）が零を下回る会社	3％
上記以外の会社	2％

別表第二十四

リスクの合計額＝〔{$(R_1^2+R_5^2)^{1/2}+R_8+R_9$}$^2+(R_2+R_3+R_7)^2$〕$^{1/2}+R_4+R_6$

R_1は、生命保険会社及び生命保険契約を有する連結保険子法人等に係る保険リスク相当額

R_2は、予定利率リスク相当額

R_3は、資産運用リスク相当額

R_4は、経営管理リスク相当額

R_5は、一般保険リスク相当額

R_6は、巨大災害リスク相当額

R_7は、最低保証リスク相当額

R_8は、第三分野保険の保険リスク相当額

R_9は、子会社等である少額短期保険業者の保険リスク相当額

○金融庁告示第二十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　　金融庁長官　三國谷勝範

（保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第一条　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において有するその他有価証券」を「財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。ただし、外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において有するものに限る。」に改め、「（「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第十二項中「以下同じ」を「第七項において同じ」に改め、同条第九項第一号中「平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号」を「平成十二年大蔵省令第四十五号」に改め、同項第二号中「資本金等」の下に「（法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げるものをいう。）」を加える。

第一条の二第二項中「保有している保険会社等」を「保有している保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人」に改める。

第二条第四項中「第百九十二条第一項第五号の二の規定に基づき」の下に「当該代替的方式の使用を」を、「第百九十二条第一項第五号の三の規定に基づき」の下に「当該代替的方式の」を加える。

別表第六の二Ⅰ．２．中「Ⅱ．ロ．」を削る。